

対象事業の審査において利害関係がある委員の審査回避に関する
取扱要領（案）

制定 令和 8 年 7 月 30 日

1 趣旨

この要領は、吹田市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の対象事業の審査に関し、会長、副会長を含む審査会委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）において、利害関係がある場合の審査回避をするための手続き等を定めるものとする。

2 審査回避の手続き

委員等の審査回避の手続きは、次のとおりとする。

- （1）委員等は、対象事業の審査において、当該事業の環境配慮についての共同研究を行うなど、利害関係があり、公平性の確保の観点から、審査から外れることが適切であると思料する場合、及びその他、公正な審査を妨げると思料する場合には、審査会の会長（会長が当事者である場合は副会長。以下同じ。）に当該案件の審査を回避することを申し出るものとする。
- （2）会長は、前項の申出による委員等の回避について、審査会に報告し、他の委員の意見を聴いて決定する。

なお、審査会が必要と判断した場合には、当該委員等は、審査に参加することができる。

3 審査回避の方法

上記の手続きを経て、回避が認められた委員等は、当該対象事業の審査の場から退席（オンラインで出席の場合も同様）するものとする。

なお、当該審査の他に審査案件がある場合は、当該審査終了後に審査に戻るものとする。